



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.88

発行：東濃西部広域行政事務組合

高齢者サポートサービス契約でトラブルにならないために

高齢者を対象とする、身元保証や日常支援、死後の手続き等を行うサービスが広まってきています。契約したので、今後は心配なく安心して生活を送れると思っていたが、期待通りのサービスを受けられなかったという相談が寄せられています。

事業者によって提供されるサービス内容は様々です。契約前に、自分が希望するサービスが提供されるか、また、費用は生活の負担にならないかなど、契約内容を十分検討する必要があります。死後の手続きについては自身でサービスの実施状況を確認することができないため、より具体的に契約内容を確認しましょう。少しでも不安に思ったら、消費生活相談窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



自分が持っているサイズより大きな真珠のネックレスを通販で購入。届いて確認すると真珠は小さく、値段相応でない。販売店は鑑定書を付けており、商品は広告のものと同じと返品を受け付けてくれない。

通信販売事業者は返品についての表示が義務付けられており、消費者は原則その表示に従うことになります。今回の事例は「商品が広告と違う」という理由で返品を希望しています。商品が広告と違う場合や、不良品であった場合は表示に縛られませんが、この事例では、大きさや品質を専門家に見てもらうなどして証明することで返品を請求することができると思います。

1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	12件
訪問販売	16件
訪問購入	0件
通信販売	42件
連鎖販売	2件
電話勧誘	7件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	7件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業